

## 確定拠出年金に係る制度改正のスケジュールとその影響

2024年12月まで確定拠出年金(DC)に係る制度改正が続きます。就労期間の伸長への対応と、企業年金に係る税制優遇枠の公平な配分および利用拡大が目的です。この制度改正により、企業勤務者や公務員が、DC制度を使ってすくなくとも65歳まで資産形成ができるようになり、さらにiDeCoを活用することで税制優遇枠を最大限活用できるようになります。一方でDCの拠出限度枠の見直しにより、現在DBの給付規模の大きい企業ではDC掛金の減額が避けられなくなり、退職一時金を含めた退職給付制度全体の見直しが起きそうです。

### DCに係る制度変更スケジュール

2024年12月までに予定されているDCに係る

主な制度改正をまとめたものが図表1です。

青字のA~Dに沿って影響を見ていきます<sup>1</sup>。

図表 1 2024 年までの主な制度改正スケジュール(企業勤務者・公務員に係る DC 関連事項)

① 2022年 4月	公的年金受取開始： 上限年齢を70歳から75歳に <b>A1 DC受取開始</b> : 上限年齢を70歳から75歳に
② 2022年 5月	<b>A2 DC加入可能年齢引き上げ</b> 企業型：65→70歳 iDeCo：60→65歳 (厚生年金被保険者、国民年金任意加入者) <b>B 終了したDBからiDeCoへ年金資産が移換可能に</b>
③ 2022年10月	<b>C 企業型DCの加入者も iDeCo に加入可能に</b> <b>D1 iDeCo加入検討のために、事業主から従業員に DBなどの掛金相当額などの周知 (2022年10月まで)</b>
④ 2023年 4月	公務員の定年年齢引き上げ開始 (61歳) (以降2年に1歳引き上げ、2032年度完了)
⑤ 2024年12月	<b>D2 DBがある企業のDC拠出限度枠の変更</b> DB加入者のiDeCo拠出限度枠引き上げ (1.2→2.0万円/月) (公務員のiDeCo拠出限度枠引き上げ)

(出所) 野村証券(株)年金研究所作成

<sup>1</sup> 図表1のD1の周知項目は、正確には制度改正事項ではなく、行政からの要請事項という位置づけです。

当レポートは、お客様への情報提供を目的として作成したものであり、特定の有価証券の売買または商品の推奨・勧誘等を目的としたものではありません。当レポートに記載されたいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。当レポート内の記述、グラフ・表・数値データ等の内容につきましては、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートは、野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。配布されたお客様限りでご使用ください。当レポートのいかなる部分も一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング、野村証券、野村資本市場研究所に帰属しており、当レポートの全部もしくは一部を複製、転送または再配布することはご遠慮ください。

## DCの「投資期間」と「運用期間」が変わる

A2、A1はDCの加入と受取の年齢の引き上げで、投資用語でいえば投資期間と運用期間の伸長に係る改正です。

DCの投資期間とは、加入者としてDC掛金を拠出して資産の積み増し(掛金拠出)ができる期間です。運用期間とは、掛金拠出はできないものの、運用指図者として運用益非課税のまま運用を続けることができる期間です。

加入期間は、2022年5月に企業型DCで70歳まで<sup>2</sup>、iDeCoで65歳まで5年間伸長し<sup>3</sup>、運用期間は企業型DC、iDeCoとも75歳まで5年間伸長します。「より長く拠出」でき、「より長く運用」できるようになるということです。

影響を整理すると、第一に、企業型のDC加入者が60歳定年で規約上加入者から外れても再雇用等で厚生年金被保険者として働いていればiDeCoを使ってDCへの拠出を継続することができます。公務員も、定年延長もしくは再任用で厚生年金被保険者であれば65歳までiDeCoが利用できます。

第二に、DCの運用のリスクリターンを見直すタイミングが50歳代半ばから、60歳以降となりそうです。リスクリターンの見直しを行うタイミングはDCへの拠出ができなくなる年齢の5年前が目安とされていますが、これが5年ずれるためです。これをうけて従来の投資教育の内容も改める必要があります。

第三に、年齢が高いことによる新規加入の心理的制約も緩まります。50歳代からDCを始めると積立金の積み上がりが期待できるので、利用をあきらめることもなくなると期待できます。

<sup>2</sup> これまでは60歳までと同一事業所であれば65歳まで加入者にすることが可能でしたが、改正後は同一事業所でなくても企業型DCに加入が可能となります。

<sup>3</sup> 厚生年金被保険者、または、20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満のため任意加入被保険者となっている方。

こうしたことを受けて、現状ゼロに近い60歳代のDC加入者数<sup>4</sup>は、iDeCoを含めると50歳代並みに増加していくと考えられます。

さらに、岸田首相が表明した「資産所得倍増プラン」の具体策としてiDeCo加入対象年齢を65歳からさらに引き上げることも検討されそうです<sup>5</sup>。年末の税制改正で具体化し、2023年度以降に投資期間がさらに伸びる可能性が高そうです。

## 終了したDBからiDeCoへの年金資産移換

Bは、確定給付企業年金(DB)を終了する際に発生する残余財産をiDeCo口座に直接移換し、企業年金の非課税メリットを継続できるようになること<sup>6</sup>。従来の企業年金連合会を経由してのiDeCo移換よりも加入者の事務負担が軽減されます。

生命保険会社のDB契約件数は毎年200～300件減少しており、制度の終了と資産の分配が発生しています<sup>7</sup>。この多くが加入者数300名に満たない小規模なDBとみられ、加入者が年金の税メリット継続を希望するとすれば、制度維持コストからみてiDeCoやiDeCo+への移換が適しています。

5月以降DBを終了する300名以下の中小企業のなかには、あらかじめ従業員にiDeCo口座の開設を依頼して制度終了時にDB過去分を移換、以降はiDeCo+の仕組みを使って企業拠出を行うことで企業年金と同等の制度に変更するケースが出てきそうです。

<sup>4</sup> 現在、iDeCoはゼロ、企業型は4万人、50-59歳191万人なのでほぼゼロ。

<sup>5</sup> 新しい資本主義実現会議 新しい資本主義のグランドデザインおよび実行計画(案) 2022年5月31日参照。

<sup>6</sup> 従来通り企業年金連合会への移換も可能です。

<sup>7</sup> 信託協会、生命保険協会、企業年金の受託状況によると、2022年度末現在、生命保険会社のDB契約件数残高は8,210件。

当レポートは、お客様への情報提供を目的として作成したものであり、特定の有価証券の売買または商品の推奨・勧誘等を目的としたものではありません。当レポートに記載されたいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。当レポート内の記述、グラフ・表・数値データ等の内容につきましては、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートは、野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。配布されたお客様限りでご使用ください。当レポートのいかなる部分も一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング、野村證券、野村資本市場研究所に帰属しており、当レポートの全部もしくは一部を複製、転送または再配布することはご遠慮ください。

### 企業型DC加入者もiDeCo加入可能に

Cは、所属する企業のDC規約にiDeCo加入を認める定めがない従業員でもiDeCoに加入することができるようになる改正です。DCの拠出限度枠の使い残し分を使えるようにします。

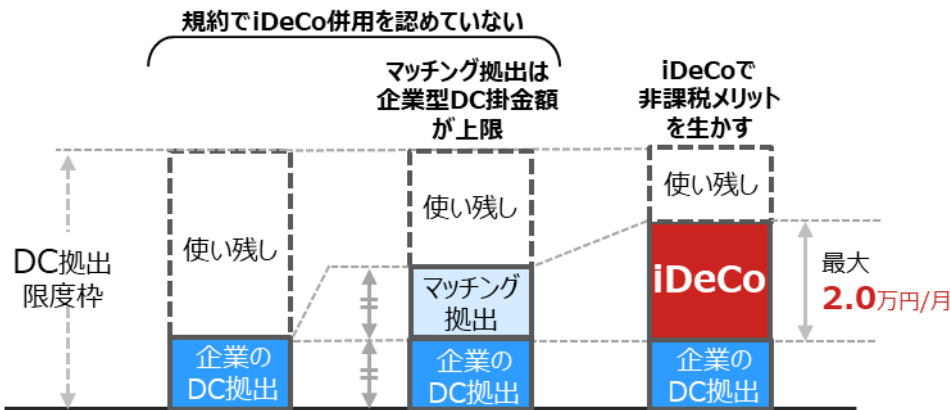
図表2は企業型DCの拠出限度枠の使い残しとiDeCoを利用した使い残し枠の活用のイメージです。

も非課税メリットの方が大きいことを確認する必要があります。

### DBなどの掛金相当額の周知

D1は、企業勤務者がiDeCoを利用して企業年金の掛金の税制優遇枠を最大限利用できるよう、DBを実施する事業主・基金から従業員に対して、必要な情報を周知せよ、ということです。

図表2 企業型DCの拠出限度枠の使い残しとiDeCo併用(DBの併用がない場合の例)



(出所) 野村証券(株)年金研究所作成

規約でiDeCo併用を認めていない場合、企業のDC拠出額が少ないと、マッチング拠出なしであれば使い残しが発生します(図表2左)。マッチング拠出があれば、企業拠出分だけマッチング拠出が利用できますが、企業のDC拠出が少ないと図表2中のように枠の使い残しが発生します。

iDeCoが併用できるようになると、図表2右のように月額2.0万円の上限<sup>8</sup>までは拠出枠が使えるようになります。マッチング拠出との併用はできませんが、DC拠出限度枠の使い残しを可能な限り使うための手段ができることとなります。

ただし、iDeCoを利用する場合には口座管理手数料が個人負担となるため、手数料負担より

DBを併用する企業の従業員は、iDeCoの利用可能額が2024年12月の制度改正(D2)で減額になる可能性があるため、この点も含めて伝えるよう求められています。

周知の方法としては、従業員一人一人がiDeCo利用可能額を把握するという趣旨を踏まえて、DB幹事会社から企業に向けて従業員配布用の書式が提示されている例があるようです。

<sup>8</sup> DCのみの場合。DB併用の場合は2024年12月まで上限1.2万円/月。2024年12月からは2.0万円/月に引き上げ。

当レポートは、お客様への情報提供を目的として作成したものであり、特定の有価証券の売買または商品の推奨・勧誘等を目的としたものではありません。当レポートに記載されたいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。当レポート内の記述、グラフ・表・数値データ等の内容につきましては、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートは、野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。配布されたお客様限りでご使用ください。当レポートのいかなる部分も一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング、野村証券、野村資本市場研究所に帰属しており、当レポートの全部もしくは一部を複製、転送または再配布することはご遠慮ください。

### DBがある企業のDC拠出限度枠の変更

D2は、DBを併用する企業でDCの拠出限度枠が変更される改正です。

現状は、図表3の左図のように、DBを併用する企業のDCの拠出限度枠は一律に月額2.75万円となっています。

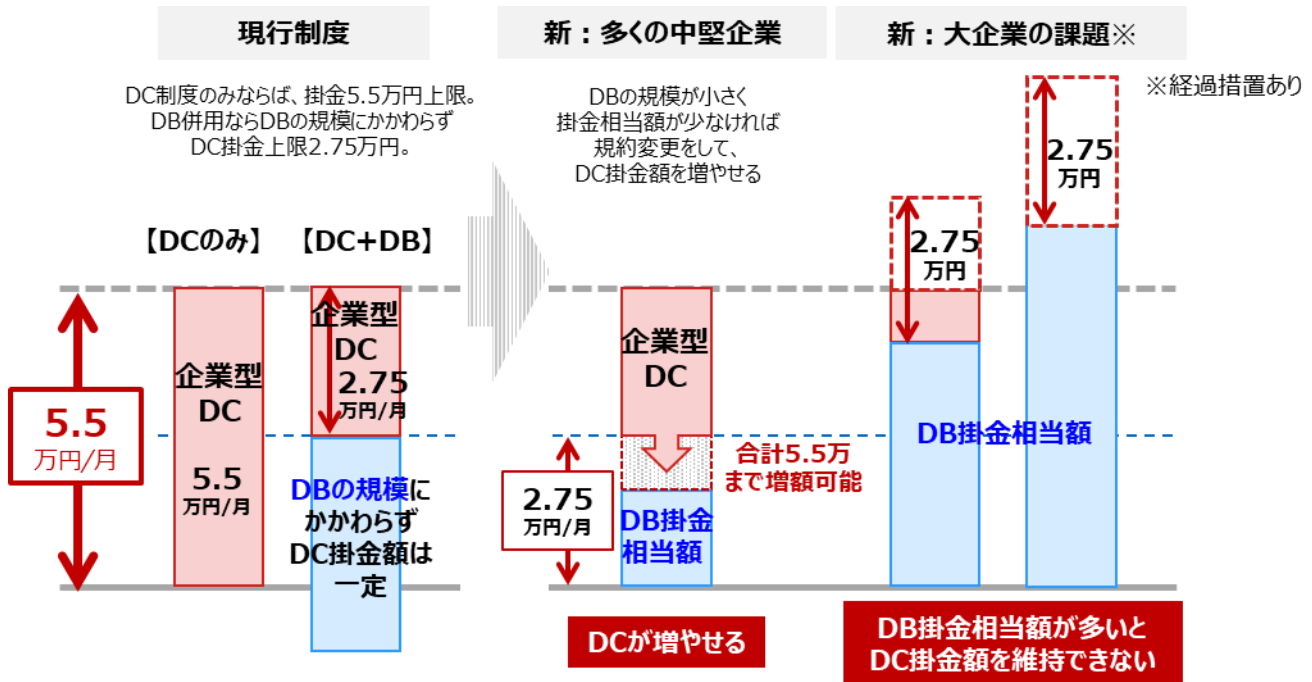
給付規模の小さなDBでも大きなDBでも企業のDCの掛金額が等しいことは利用できる非課税枠が不公平になっているとの判断から、「月額5.5万円が私的年金の拠出限度枠である」と定めて「DC拠出限度枠 $\leq$ 5.5万円/月-DBの掛金相当額」と改正されます。

多くの中堅中小企業では、DB掛金相当額が2.75万円/月より小さいため<sup>10</sup>、2024年12月1日の改正後には、図表3中のように、DC掛金相当額を増やすことができます。

一方で、大企業では図表3右のように給付規模が大きいDBを持つケースもあり、DB掛金相当額が2.75万円/月を超えている企業が少なくありません。なかには、DB掛金相当額が5.5万円/月を超える企業もあります。こうしたケースでは、新制度が適用されるとDC掛金額を維持できないこととなります。

円滑な移行を図るため、新しい拠出限度枠へ

図表3 企業型DCの拠出限度枠の変更(2024年12月1日～)



(出所) 野村證券(株)年金研究所作成

ここで、DBの掛金相当額とは、DBの給付規模をDC掛金と比較して評価する物差しとして新たに導入された計数です。DBの標準掛金と同様の手法で、財政方式ごとの算定式に基づいて毎月定額の掛金相当額として算定されるものです<sup>9</sup>。

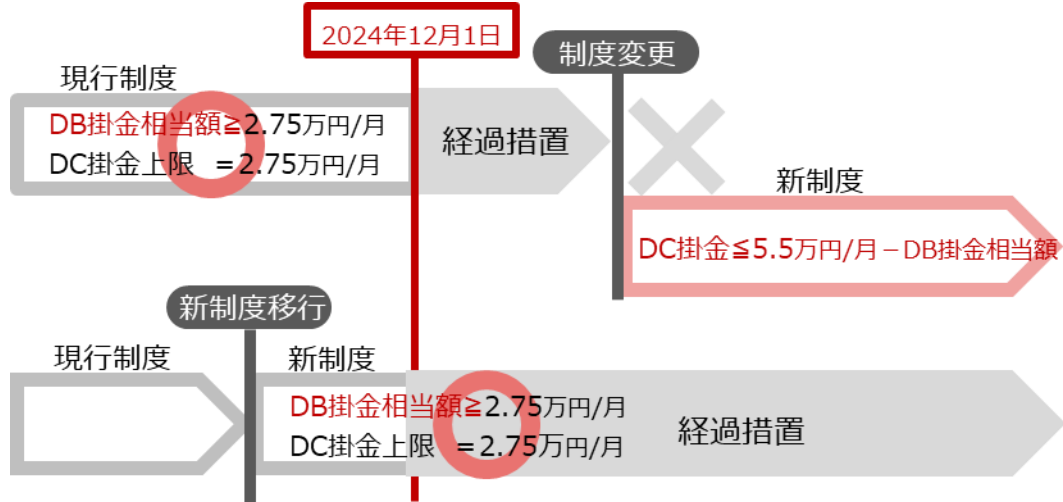
の移行には経過措置がつけられており、2024年12月以降も制度が変わらなければ、現行制度を続けることができますが(図表4上)、2024年12月以降に行われる制度変更後には新しい拠出

<sup>9</sup> DB受託機関が算定し、2024年11月1日までにDB規約に記載する必要があります。

<sup>10</sup> 確定拠出年金統計資料(2021年3月末) 運営管理機関連絡協議会によると、2020年度の企業型DCのマッチング掛金を含む平均掛金拠出額は月額1.3万円。

当レポートは、お客様への情報提供を目的として作成したものであり、特定の有価証券の売買または商品の推奨・勧誘等を目的としたものではありません。当レポートに記載されたいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。当レポート内の記述、グラフ・表・数値データ等の内容につきましては、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートは、野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。配布されたお客様限りでご使用ください。当レポートのいかなる部分も一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング、野村証券、野村資本市場研究所に帰属しており、当レポートの全部もしくは一部を複製、転送または再配布することはご遠慮ください。

図表4 拠出限度枠変更の経過措置



(出所) 野村証券(株)年金研究所作成

限度枠に従う必要があります。定年延長や処遇制度の見直しなど企業年金制度に影響を与える人事制度上の課題が山積する現状では、いつまでも現行制度を維持することは難しいでしょう。DBの掛金相当額が2.75万円/月を超える企業では、何らかの制度変更をしない限り現行の退職給付の総額を維持できなくなることを覚悟する必要があります。

こうしたことから、将来を見据えて2024年12月までに、制度変更を前倒しで行うよう検討している企業もあるようです。図表4下のように、2024年12月までに制度変更をすることで、経過措置を利用してできるだけ長くDC拠出限度枠2.75万円/月を確保することが狙いです。DBの規模が大きい企業では、これから2年半の間に退職給付制度の変更が増えるかもしれません。

**2024年12月以降のiDeCo利用可能額**

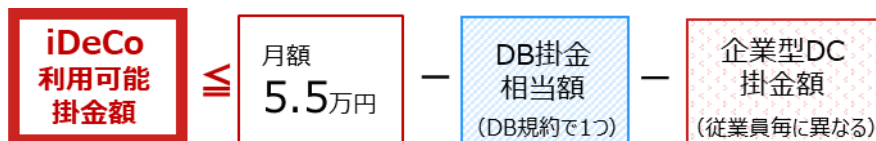
企業型DCの拠出限度枠の改正に伴い、iDeCoの利用可能額が変わる場合があります。

例えば、現状でDBの掛金相当額が4.0万円/月、企業型DCの掛金が1.55万円/月とすると、2022年10月の制度改正(C)でiDeCoの拠出限度枠1.2万円/月となります。

しかし、2024年12月の制度改正(D2)で、DB掛金相当額+DC掛金≤5.5万円/月にしなければならないので、iDeCoの掛金額はゼロとなります。この場合、2022年10月からiDeCoを始めても2024年11月には掛金停止となるため、中途半端な金額が残ったまま運営管理手数料だけ支払い続けることになってしまいます。

こうした事態を避けるために、特にDB掛金相当額が大きい企業では2022年10月(D1)までに従業員へ状況を説明しておく必要があります。

図表5 iDeCoを利用できる金額(2024年12月1日～)



(出所) 野村証券(株)年金研究所作成

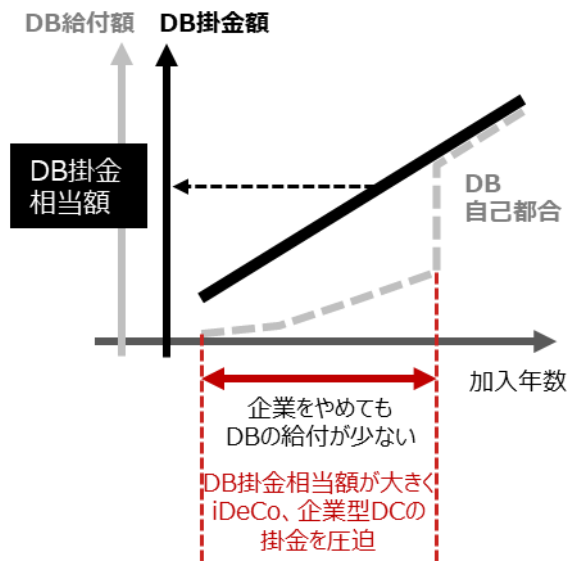
当レポートは、お客様への情報提供を目的として作成したものであり、特定の有価証券の売買または商品の推奨・勧誘等を目的としたものではありません。当レポートに記載されたいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。当レポート内の記述、グラフ・表・数値データ等の内容につきましては、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートは、野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。配布されたお客様限りでご使用ください。当レポートのいかなる部分も一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング、野村証券、野村資本市場研究所に帰属しており、当レポートの全部もしくは一部を複製、転送または再配布することはご遠慮ください。

### DB給付設計をチェックする

従業員の立場からみたときに、DCの拠出上限の改正に関連して、DBの給付設計をチェックしておくべき点があります。

例えば、定年時の給付額が高い一方で勤続年数の短い期間での自己都合退職の給付額が著しく抑えられた設計になっているケースです(図表6)。

図表6 改正で短期勤続者が著しく不利益になる



(出所) 野村證券(株)年金研究所作成

この場合、DB掛金相当額が大きいため、iDeCoと企業型DCの掛金額が抑えられます。こうなると短期勤続者はiDeCoによる自助努力が満足にできず、また企業型DCの拠出額が少ないため、転職時に極めて不利になります。

DCの拠出限度枠の見直しにより、こうした想定外の不利益が起きないように、DB制度の給付設計を労使で十分吟味する必要があります。

### おわりに

少子高齢化に端を発した労働人口の減少により、企業勤務者や公務員の就労期間の伸長や老後の資産形成が政策課題となっています。対応策として、iDeCoを含む企業年金制度の改正の優先順位は高く、当面は今回のような制度改革が続くとみられます。

一方で、個別企業の企業年金制度が現在の業務実態からみた望ましい姿からずれてきている様子もうかがえます。年金研究所が支援する退職給付債務計算対象企業をみても、事業環境や雇用環境の変化に対応して近年制度変更が増えています。

2024年12月までに起きる一連の制度改革の中には、iDeCoの拠出上限が段階的に変わる可能性があるというわかりにくさや、結果的に一部の企業に退職給付制度全体の変更を強いる改正もあります。

しかしながら、従業員にDB掛金相当額などの周知をすることを通して、労使双方の視点から企業年金制度の在り方を見直すきっかけになることも期待できます。

代行返上などのDB年金大変革の時代からおよそ20年経過したこのタイミングで、いま一度それぞれにふさわしい企業年金制度を検討することは、決して無駄にはならないと考えられます。

#### — 次号のお知らせ —

次号は

**6月27日(月)**

発行予定です。

当レポートは、お客様への情報提供を目的として作成したものであり、特定の有価証券の売買または商品の推奨・勧誘等を目的としたものではありません。当レポートに記載されたいかなる内容も将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。当レポート内の記述、グラフ・表・数値データ等の内容につきましては、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートは、野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布しております。配布されたお客様限りでご使用ください。当レポートのいかなる部分も一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング、野村證券、野村資本市場研究所に帰属しており、当レポートの全部もしくは一部を複製、転送または再配布することはご遠慮ください。

### 《MSCI データの利用に関する注意事項》

本資料中に含まれる MSCI から得た情報は MSCI Inc. (「MSCI」) の独占的財産です。MSCI による事前の書面での許可がない限り、当該情報および他の MSCI の知的財産の複製、再配布あるいは指数などのいかなる金融商品の作成における利用は認められません。当該情報は現状の形で提供されています。利用者は当該情報の利用に関わるすべてのリスクを負います。これにより、MSCI、その関連会社または当該情報の計算あるいは編集に関与あるいは関係する第三者は当該情報のすべての部分について、独創性、正確性、完全性、譲渡可能性、特定の目的に対する適性に関する保証を明確に放棄いたします。前述の内容に限定することなく、MSCI、その関連会社、または当該情報の計算あるいは編集に関与あるいは関係する第三者はいかなる種類の損失に対する責任をいかなる場合にも一切負いません。MSCI および MSCI 指数は MSCI およびその関連会社のサービス商標です。

### 《FTSE 世界国債インデックスに関する注意事項》

FTSE 世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

### 《金融商品取引法に基づく情報開示》

会社名： 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社  
金融商品取引業者： 登録番号 関東財務局長(金商) 第 451 号  
加入協会： 一般社団法人 日本投資顧問業協会 会員番号(第 011-00961 号)  
報酬等： 当社がサービスの対価として、お客様にご負担いただく報酬(税込)の上限は下表の通りですが、投資助言の対象、運用手法、サービス内容等に応じて、お客様との協議により個別に決定いたします。報酬額の計算方法はお客様との個別協議に基づいて決定するために、事前に表示することができません。

	助言契約	一任契約
年間基本料率 もしくは年間報酬額 <sup>(※)</sup>	0.55% もしくは 2,200 万円	0.825%

<sup>(※)</sup> 上記は単一のサービスに対するものであり、複数のサービスを組み合わせた契約には当てはまりません。

投資リスク 当社の業務に関して、お客様が負担する投資リスクには主に以下のようなものがあり、投資する商品の価格が変動しますので、運用資産に損失が生じ、元本を割り込むおそれがあります。

- 株価変動リスク： 株式相場の変動により、投資する株式等の価格が変動するリスクがあります。
- 金利変動リスク： 市場金利の変動により、投資する債券等の価格が変動するリスクがあります。
- 為替変動リスク： 通貨価格の変動により、投資する外貨建て資産の価格が変動するリスクがあります。
- 信用リスク： 投資する証券の発行体の信用状況の変化により当該証券の価格が変動するリスクがあります。
- 流動性リスク： 流動性に乏しい商品(プライベート・エクイティ・ファンド等)について、不利な条件でしか換金できないリスクがあります。
- デリバティブ固有のリスク： デリバティブ(先物・オプション等)が対象資産の価格変動と連動しないリスクがあります。
- 投資対象リスク： プライベート・エクイティ・ファンドは、ベンチャー企業を含む非公開企業を投資対象とするため、一般に高いリスクを有します。
- 投資案件が確保されないリスク： プライベート・エクイティ・ファンドは、当初想定された金額を満たす投資案件が確保されないリスクがあります。

弊誌の記事はバックナンバーも含めて野村年金マネジメント研究会のホームページでご覧頂けます。当ホームページは、年金スポンサー限定のサービスとなっております。ご利用を希望される方は、次の URL にてご登録をお願い致します。

<https://nenkin.nomura.co.jp>

編集・発行： 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社  
(野村年金マネジメント研究会事務局)

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町3-21-1 日本橋浜町Fタワー16F  
TEL: 03 6703 3991 Email: [nenkin@jp.nomura.com](mailto:nenkin@jp.nomura.com)